

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. 取組の推進に関する基本的考え方

静岡県は、農業者の高齢化・減少等に伴う集落機能の低下と担い手の不足等から農地や農業用水等の資源の保全管理が困難になっている状況や農村の自然環境や景観の保全・形成等の農業の持つ多面的機能の発揮への県民の要請を踏まえ、平成 19 年度から地域協働による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対して支援を行ってきた。

現在までに地域協働によるこれらの取組は 15,000ha を超え、一定の成果が得られたが、本県の農山村づくりにおいて「多彩で高品質な本県農産物の安定供給」と「農業の持つ多面的機能の発揮」という農山村の重要な役割を将来にわたって維持・発展させていく必要がある。さらに、農業構造の改善という産業政策に合わせ農村の振興を図る必要があることから、農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や農地の出し手農家の農業への関わりの維持等を可能とする地域主体の保全管理の取組等の地域政策を強化することが重要である。

このため、従来の地域協働による農地等の資源や農村環境の保全活動等に加え、農業者や農業団体等で構成される組織による農業用水や農地の維持に必要な取組に対しても、多面的機能支払交付金により支援する。

また、農山村地域の急速な人口減少や高齢化に対応して多面的機能支払による共同活動面積を拡大するとともに、後継者・参加者不足等により継続が困難な活動組織の体制強化に向けて、事務負担の軽減や組織の広域化、地域外の団体等との連携を推進していく。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づく多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号農林水産省農村振興局長。以下「実施要領」という。）別記 1－2 の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、本県の農業の特徴である茶畑やみかん畑等の畑地かんがい施設の適正管理を図るために、防霜施設に関する活動等、地域の実態を踏まえた取組を追加する。

また、遊休農地の発生防止や担い手への集積の後押し、良好な農村景観の維持などを一層推進するため、暗渠排水施設等の維持管理や茶園の台刈り管理等についても、地域の共同管理における合意により対象活動とする。

なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の「地域資源の基礎的な保全活動」のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。また、点検結果から取り組む必要がない項目は、実施したもののみとする。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」について、構造変化に対応した保全管理の目標を 1 以上定めた上で、その目標を達成するための保全管理の内容、取組方向、取組内容を 1 以上選択する。

なお、対象組織（実施要綱別紙 5 及び実施要綱別紙 6 で規定する広域活動組織及び活動組織をいう。以下同じ。）は、活動計画書に定めた活動期間中に地域資源保全管理構想を策定するものとする。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的な保全活動

区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農用地
	活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理
		☐ 農用地の草刈り等
	活動内容	農用地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、必要に応じて立枯木等支障木の伐採・除根等も行い、活動期間内に遊休農地を解消すること。
	活動要件	—
区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農用地
	活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理
		☐ 茶園の台刈り等管理
	活動内容	遊休農地発生防止のための保全管理の一環として、台刈り等の管理作業の対策を行うこと
	活動要件	—
区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農用地
	活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理
		☐ 暗渠排水施設の清掃
	活動内容	暗渠施設の排水機能の維持のため、暗渠施設の清掃等を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。
	活動要件	—
区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農用地
	活動項目	5 畦畔・法面・防風林の草刈り
		☐ 畦畔・農用地法面等の草刈り
	活動内容	ほ場内の作業性の確保、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草、立枯木等支障木の伐採等を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しない。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
	活動要件	—
区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農用地
	活動項目	5 畦畔・法面・防風林の草刈り
		☐ 防風林の枝払い・下草の草刈り
	活動内容	ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草、立枯木等支障木の伐採・除根等の作業により適正な管理を行うこと。この際には、枝払い、立枯木等支障木の伐採・除根等、草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理

		し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合は農業生産・生活環境への支障がないようにすること。
	活動要件	—
	区 分	活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農用地
	活動項目	6 鳥獣害防護柵等の保守管理（防風ネット等の適正管理） □ 防風ネット等の適正管理
	活動内容	防風ネットや防霜施設周辺の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。
	活動要件	—
	区 分	活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	水路（開水路・パイプライン）
	活動項目	9 水路附帯施設の保守管理 □ 安全施設の適正管理
	活動内容	農業用排水路周りの転落防止柵など安全施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。
	活動要件	—
	区 分	活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農道
	活動項目	10 農道の草刈り
	活動内容	活動計画書に位置付けた農道及び一体的に整備された農用地進入路の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
	活動要件	—
	区 分	活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農道
	活動項目	12 路面の維持
	活動内容	活動計画書に位置付けた農道及び一体的に整備された農用地進入路の簡易補修等、通行の障害をなくすようにすること。
	活動要件	—
	区 分	活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	ため池
	活動項目	13 ため池の草刈り □ ため池の草刈り
	活動内容	活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草、立枯木等支障木の伐採等を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。こ

		の際には草刈り又は除草、立枯木等支障木の伐採等活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存地する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
	活動要件	—
	区 分	活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	ため池
	活動項目	15 ため池附帯施設の保守管理 □ 安全施設の適正管理
	活動内容	ため池周りの転落防止柵など安全施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。
	活動要件	—
	区 分	活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	共通
	活動項目	16 異常気象時の対応 □ 異常気象前の見回り
	活動内容	洪水、台風、地震、渇水、豪雪、融雪等の異常気象が予見された場合に、十分に安全を確認した上で、農用地（畦畔、排水口、法面等）、水路、地上部パイプライン附帯施設（ポンプ場、調整施設等）農道、ため池及び附帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。
	活動要件	—
	区 分	活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	共通
	活動項目	16 異常気象前の応急措置 □異常気象前の応急措置
	活動内容	異常気象前等の見回りの結果、農用地に障害が生じる状況である場合、又は水路、農道及びため池に土砂や雑木等がみられたり、施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。
	活動要件	—
	区 分	活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農用地、水路、農道、ため池
	活動項目	共通 100 除排雪、融雪剤の散布
	取組内容	融雪による施設の法面等の浸食防止や、施設の適正な維持管理のため、施設やその周辺部の除排雪や融雪剤を散布すること。
	活動要件	—

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

追加事項なし

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）

静岡県農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

静岡県農地維持活動の交付単価については、②に掲げる表のとおりとする。

ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円
	畑	2, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円
	草地	2 5 0 円	1 2 5 円

※県が静岡県多面的機能支払交付金交付要綱（平成 26 年 7 月 1 日付け農保第 206 号静岡県交通基盤部長通知。）に基づき国の助成と合わせた金額を市町へ交付する際、対象組織ごとの地目・面積に応じた農地維持支払交付金の額に 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとする。

※国の助成の変更等の事情により、市町と協議の上、対象農用地の面積等を調整することを可能とする。

③ 加算単価

事業計画に定める活動期間中に、対象組織において新たに小規模集落（実施要領第 1 の 12（4）に定める集落）が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成 29 年度であって、平成 30 年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価（以下「小規模集落支援」という）は、次の表のとおりとする。

ただし、1 小規模集落当たりの交付額は、20 万円／年を上限とし、1 対象組織当たりの交付額は、40 万円／年を上限とする。

また、事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	1, 0 0 0 円	5 0 0 円
	畑	6 0 0 円	3 0 0 円
	草地	8 0 円	4 0 円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

静岡県農地維持活動の交付金の算定の対象とする農用地は、次のとおりとする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する農用地であって、同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存在し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年 6 月法律第 78 号。以下「法」という。）第 6 条で規定する農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）において法第 3 条第 3 項第 1 号の事業を推進する区域内に存在するもの。

- ② 次に掲げる農用地で、市町が、多面的機能の発揮を図ることのできる、かつ、その必要があると認めるもので、促進計画において法第 3 条第 3 項第 1 号の事業を推進する区域内に存在するもの。

ア．生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた生産

緑地地区内に存する農地

イ. 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

ウ. 多面的機能の発揮を図るための取組を上記（３）の①の農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

（４）その他必要な事項

なし

３．資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

（１）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

実施要領別記１－２の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、本県の農業の特徴である茶畑やみかん畑等の畑地かんがい施設を適正に管理するために、防霜施設に関する活動等、地域の実態を踏まえた取組を追加する。

また、遊休農地の発生防止や担い手への集積の後押し、良好な農村景観の維持などを一層推進するため、暗渠排水等施設の維持管理等についても、地域の共同管理における合意により対象活動とする。

なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

活動計画書において、保全管理するものと位置付けた農用地、施設について必要な取組を実施する。ただし、実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。

また、研修については、各活動組織が活動計画書に定めた活動期間中に１回以上実施する。

イ. 農村環境保全活動

テーマを１以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を毎年度１以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

任意の取組とし、以下のとおりとする。

（ア）取組内容を定めた上で、毎年度実施する。

（イ）広報活動は毎年度実施する。ただし、対象農用地に実施要領第１の４の（８）の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は実施要領第１の４の（９）の８法地域に該当する場合は、広報活動の実施を必ずしも求めるものではない。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

区 分	活動内容の追加
活動区分	機能診断・計画策定
対象施設等	—
活動項目	29 機能診断・補修技術等に関する研修 □ 遊休農地の発生防止・解消のための技術に関する研修
活動内容	遊休農地の適切な除草管理、遊休農地を復旧する方法等の活動組織の技術向上対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	機能診断・計画策定

対象施設等	—
活動項目	29 機能診断・補修技術等に関する研修
	☐ 野生鳥獣による農業生産への障害を防止するための技術に関する研修
活動内容	野生鳥獣による農業生産への障害が生じないようにするため、緩衝地帯等の設置方法や鳥獣害防護柵等の維持管理の技術向上対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30 農用地の軽微な補修等
	☐ 防風ネットや防霜施設の補修・設置
活動内容	防風ネットや防霜施設の補修を行うこと。又は新たに防風ネットや防霜施設を設置すること。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30 農用地の軽微な補修等
	☐ 田面排水柵の補修及び設置等
活動内容	田面排水柵の補修及び設置等を行い、排水路溝畔の崩壊防止、農用地法面の補強等を行うこと。
活動要件	水田の貯留機能向上活動を実施していること。
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
	30 農用地の軽微な補修等（きめ細やかな雑草対策）
活動内容	畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。ただし、「薬剤による地上部の除草」の薬剤は、地上部のみを枯死させる特別なものに限る。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	31 水路の軽微な補修等
	☐ 安全施設の補修
活動内容	水路の転落防止柵等の安全施設について、老朽箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	31 水路の軽微な補修等

		☐ きめ細やかな雑草対策
活動内容	水路法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 <u>ただし、「薬剤による地上部の除草」の薬剤は、地上部のみを枯死させる特別なものに限る。</u>	
活動要件	—	
区 分	活動内容の追加	
活動区分	実践活動	
対象施設等	農道	
活動項目	32 農道の軽微な補修等	
	☐ 破損施設の補修	
活動内容	破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強（舗装）等の対策を行うこと。	
活動要件	—	
区 分	活動内容の追加	
活動区分	実践活動	
対象施設等	農道	
活動項目	32 農道の軽微な補修等	
	☐ きめ細やかな雑草対策	
活動内容	路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 <u>ただし、「薬剤による地上部の除草」の薬剤は、地上部のみを枯死させる特別なものに限る。</u>	
活動要件	—	
区 分	活動内容の追加	
活動区分	実践活動	
対象施設等	ため池	
活動項目	33 ため池の軽微な補修等	
	☐ 安全施設の補修	
活動内容	ため池の転落防止柵等の安全施設について、老朽箇所の補修等の対策を行うこと。	
活動要件	—	
区 分	活動内容の追加	
活動区分	実践活動	
対象施設等	ため池	
活動項目	33 ため池の軽微な補修等	
	☐ きめ細やかな雑草対策	
活動内容	ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生抑制のために、芝等の「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 <u>ただし、「薬剤による地上部の除草」の薬剤は、地</u>	

	<u>上部のみを枯死させる特別なものに限る。</u>
活動要件	—

イ. 農村環境保全活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
テーマ	生態系保全
活動項目	40 外来種の駆除
活動内容	地域における生物多様性保全及び農作物への被害を防止するため、外来の魚類等の生物の駆除等の活動を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
テーマ	景観形成・生活環境保全
活動項目	45 植栽等の景観形成活動
	☐ 景観形成のための施設への植栽等
活動内容	農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）や、その施設周辺を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
テーマ	景観形成・生活環境保全
活動項目	45 植栽等の景観形成活動
	☐ 農用地等を活用した景観形成活動
活動内容	・農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
テーマ	水田の貯留機能増進・地下水かん養
活動項目	48 水田の貯留機能向上活動
活動内容	大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ、補修、補強等を行うこと。
活動要件	—

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	多面的機能の増進を図る活動
活動項目	53 農地周りの環境改善活動の強化

活動内容	鳥獣被害防止のための対策施設の設置、害獣の捕獲、追い払い・追い上げ活動、緩衝帯の整備や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	多面的機能の増進を図る活動
活動項目	59 県、市町が特に認める活動
	☐ 地域活動指針に基づく活動
活動内容	・県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した取組について、活動を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	多面的機能の増進を図る活動
活動項目	60 広報活動・農村関係人口の拡大
活動内容	多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農村関係人口の拡大のために、パンフレット、機関紙等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと
活動要件	—

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙２）

静岡県資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）（以下「資源向上支払交付金（共同）」という。）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりとする。

⑤ 水田貯留機能強化計画書の策定について

資源向上活動における水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を実施する場合は、県知事と協議の上、水田貯留機能強化計画を策定するものとする。対象組織は、市町村の策定する水田貯留機能強化計画に基づき、水田の雨水貯留機能強化に係る実施面積、年度別計画及び位置図を事業計画書に記載するものとする。

（２）交付単価

① 基本的考え方

ア．新規地区の交付単価

静岡県資源向上支払交付金（共同）の交付単価については②および③に掲げる表に定めるとおりとする。

イ．継続地区の交付単価

地域共同による農地・農業用水等の資源の質的向上活動が定着してきたことを踏まえ、法に基づき市町長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動（共同）を５年間以上実施した農用地又は資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）（以下「資源向上活動（長寿命化）」という。）の対象農用地については、②及び③（ウを除く。）の表中の基本単価に 0.75 を乗じて得た額を交付単価とする。

ウ．多面的機能の増進を図る活動の取扱い

多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合には、別に農村振興局長の定めがある場合を除き、ア、イいずれにおいても当該支払の交付単価に 5/6 を乗じた額を交付単価とする。

② 基本単価

適用	地目	資源向上支払交付金（共同）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動の採択を受けてから5年未満の農用地）	田	2,400円	1,200円
	畑	1,440円	720円
	草地	240円	120円
継続単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）	田	1,800円	900円
	畑	1,080円	540円
	草地	180円	90円

※県が静岡県多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年7月1日付け農保第206号静岡県交通基盤部長通知。）に基づき国の助成と合わせた金額を市町へ交付する際、対象組織ごとの地目・面積に応じた資源向上支払交付金（共同）の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとする。

※国の助成の変更等の事情により、市町と協議の上、対象農用地の面積等を調整することを可能とする。

③ 加算単価

ア 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取り組みを選択し、1取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組（ただし、広報活動・農村関係人口の拡大を除く。）から2取組以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次の表のとおりとする。

適用	地目	資源向上支払交付金（共同）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動の採択を受けてから5年未満の農用地）	田	400円	200円
	畑	240円	120円
	草地	40円	20円
継続単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）	田	300円	150円
	畑	180円	90円
	草地	30円	15円

イ 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の(a)または(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は、次の表のとおりとする。

(a)資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）

(b)広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対

象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする)

適用	地目	資源向上支払交付金（共同）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動の採択を受けてから5年未満の農用地）	田	400円	200円
継続単価（交付要件等を満たしている地区のうち、活動を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）	田	300円	150円

ウ 環境負荷低減の取組への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する活動を行い、取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る場合に加算できる交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

- (a) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と長期中干しを組み合わせた取組
- (b) 5割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組
- (c) 5割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組
- (d) 5割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組
- (e) 5割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組

区 分	環境負荷低減の取組の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
長期中干し	800円	400円
冬期湛水	4,000円	2,000円
夏期湛水	8,000円	4,000円
中干し延期	3,000円	1,500円
江の設置等 （作溝実施）	4,000円	2,000円
江の設置等 （作溝未実施）	3,000円	1,500円

（3）交付金の算定の対象とする農用地

静岡県の資源向上支払交付金（共同）の算定の対象とする農用地は、次のとおりとする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存在し、法第6条で規定する促進計画において法第3条第3項第1号の事業を推進する区域内に存在するもの。
- ② 次に掲げる農用地で、市町が、多面的機能の発揮を図ることのできる、かつ、その必要があると認めるもので、促進計画において法第3条第3項第1号の事業を推進する区域内に存在するもの。
 - ア. 生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
 - イ. 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
 - ウ. 多面的機能の発揮を図るための取組を上記3の（3）の①の農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(4) その他必要な事項

なし

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

実施要領別記1－2の国が定める活動指針及び活動要件を基礎とし、本県の農業の特徴である茶畑やみかん畑等の畑地かんがい施設を適正に管理するために、防霜施設に関する活動等、地域の実態を踏まえた施設や対象活動を追加する。

また、遊休農地の発生防止や担い手への集積の後押し等を目的とし、畦畔の撤去や暗渠排水等施設の補修・更新等についても、地域の共同管理における合意により対象活動とする。

なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合の取扱いには次によるほか、別途定めることとする。

ア. 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

地域共同により管理している農地周りの水路、農道、農用地及びため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

b 内容について市町から県に協議を求める場合の要件

対象施設等の緊急度を踏まえ、以下の場合に限り、県と協議の上、実施できるものとする。

- ・適用可能な事業がない。
- ・県や市町予算の状況、事業執行体制等から別事業での実施が困難。

c 市町の役割

市町は、他の補助事業での実施の可否の判定や必要な指導等を行う。

d 県又は推進組織が行う技術的指導の内容

県は、活動の実施にあたり現地調査等により整備内容や工法の確認を行う。また、施工時や工事完了後に実施状況の確認を行い、必要な助言を行う。

県は、技術的指導の実施者を市町とすることができる。

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	61 水路の補修 ①水路本体 □ 水路の破損部分の補修
活動内容	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊、水路底の洗掘など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	61（旧 101） 水路の補修 ②附帯補修 □ ファームポンド（貯水施設）、ポンプ小屋、圧力タンクの老朽化部分の補修

活動内容	ファームポンド（貯水施設）、ポンプ小屋、圧力タンク等の破損や老朽化部分の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	61（旧 102） 水路の補修 ②附帯補修 □ 給水栓、スプリンクラー、空気弁、仕切弁、制御施設等の老朽化部分の補修等
活動内容	共同管理している給水栓、スプリンクラー、空気弁、仕切弁、制御施設等の破損や老朽化部分の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	62 水路の更新等 ②附帯施設 □ 田面排水桝の更新
活動内容	田面排水桝の破損や老朽化した箇所の更新等の対策を行うこと。
活動要件	水田の貯留機能向上活動を実施していること
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	62 水路の更新等 ②附帯施設 □ 水路蓋の設置
活動内容	土砂、落葉、雪等の水路内への流入により、水路を閉塞し越流し水路法面の破損、水路本体に影響を与える箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	62 水路の更新等 ②附帯施設 □ 刈草等の集積施設の設置
活動内容	刈草等の下流域への流出等を防止するため、スクリーン（刈草等を集積するもの）を設置すること。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
活動項目	62（旧 103） 水路の更新等 ②附帯施設 □ 分水栓、バルブ、給水タンク等の老朽化した附帯設備の更新等
活動内容	分水栓、バルブ、給水タンク等の老朽化した附帯施設の更新等することによる対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）

	活動項目	62（旧 104） 水路の更新等 ②附帯施設 □ ファームポンド（貯水施設）やポンプ小屋等の管理用地の舗装
	活動内容	ファームポンド（貯水施設）やポンプ小屋等の管理用地が未舗装で、パイプライン附帯設備の維持管理等に支障が生じている場合、路面を舗装することによる対策を行うこと。
	活動要件	—
区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	水路（開水路、パイプライン）
	活動項目	62（旧 105） 水路の更新等 ②附帯施設 □ 給水栓、スプリンクラー、空気弁、仕切弁、制御施設等の老朽化部分の更新等
	活動内容	共同管理している給水栓、スプリンクラー、空気弁、仕切弁、制御施設等の老朽化部分の更新等することによる対策を行うこと。
	活動要件	—
区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農道
	活動項目	63 農道の補修 ①農道本体 □ 農道路肩、農道法面及び一体的に整備された農用地進入路の補修
	活動内容	・ 農道路肩、農道法面及び一体的に整備された農用地進入路に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
	活動要件	—
区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農道
	活動項目	63（旧 106） 農道の補修 ②附帯施設 □ 索道・軌道の補修
	活動内容	農地に接する部分に支障が生じている索道・軌道について部分的な補修などの対策を行うこと。ただし、共同利用及び共同管理しているものに限り、駆動部の補修は除く。
	活動要件	—
区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農道
	活動項目	64 農道の更新等 ①農道本体 □ 未舗装農道及び一体的に整備された農用地進入路を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）
	活動内容	・ 未舗装農道及び一体的に整備された農用地進入路において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。
	活動要件	—
区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農道
	活動項目	64（旧 107） 農道の更新等 ②附帯施設 □ 索道・軌道の補修

活動内容	農地に接する部分に支障が生じている索道・軌道についてレール路線すべての更新などの対策を行うこと。ただし、共同利用及び共同管理しているものに限り、駆動部の補修は除く。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	65(旧 112) ため池の補修 ①ため池本体 □ 浚渫すべき土砂量を把握及び浚渫
活動内容	堤体等の安定性を確保し、下流域の洪水被害や土砂流出被害を軽減するため、ため池又は沈砂池において浚渫すべき土砂量を事前に把握し、浚渫を行う等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	120(旧 108) 農地附帯施設の補修 □ 防風ネット等の補修
活動内容	防風ネットや防霜施設の破損個所や老朽化部分の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	120(旧 109) 農地附帯施設の補修 □ 排水施設の補修
活動内容	排水施設の破損個所や老朽化部分の補修等の対策を行うこと。ただし、排水施設の補修は、遊休農地発生防止のための保全管理の一環として、対象組織で合意された場合のみ対象とする。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	120 農地附帯施設の補修 □ 鳥獣害対策施設の補修等
活動内容	鳥獣害防護柵に劣化、破損などがある場合、補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	120 農地附帯施設の補修 □ 畦畔撤去、簡易整地
活動内容	遊休農地発生防止のため、狭小な区画の畦畔撤去や簡易整地を行う等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地

活動項目	120 農地附帯施設の補修
	☐ 客土
活動内容	遊休農地発生防止のため、高低差等のために、作業に影響をきたすと認められる場合、土を補填する。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	130(旧 110) 農地附帯施設の更新
	☐ 防風ネット等の更新
活動内容	老朽化等により機能に支障が生じている防風ネットや防霜施設の更新等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	130 農地附帯施設の更新
	☐ 鳥獣害対策施設の更新
活動内容	鳥獣害防止のため、防護柵の設置や更新等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	130(旧 111) 農地附帯施設の更新
	☐ 暗渠排水施設の更新
活動内容	湿潤な農用地で農業用機械による農作業に支障が生じている場合、遊休農地発生防止のため暗渠排水施設を更新することによる対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農地
活動項目	130(旧 111) 農地附帯施設の更新
	☐ 暗渠排水施設の再生
活動内容	暗渠施設の機能を維持するために、暗渠排水施設の補修や穀疎水材の補充等を行うこと。
活動要件	—

※農地に係る施設や対象活動については、対象組織が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で実施することができるものとする。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙３）

静岡県資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）（以下「資源向上支払交付金（長寿命化）」という。）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙３のとおりとする。

（２）交付金の算定の対象とする農用地

静岡県資源向上支払交付金（長寿命化）の算定の対象とする農用地は、次のとおりとする。

① 農業振興地域の整備に関する法律第３条第１号に規定する農用地であって、同法第８条第２項

第1号に規定する農用地域内に存在し、法第6条で規定する促進計画において法第3条第3項第1号の事業を推進する区域内に存在するもの。

- ② 次に掲げる農用地で、市町が、多面的機能の発揮を図ることのできる、かつ、その必要があると認めるもので、促進計画において法第3条第3項第1号の事業を推進する区域内に存在するもの。

ア．生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地

イ．地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保安全管理が図られている農用地

ウ．多面的機能の発揮を図るための取組を上記4の(2)の①の農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(3) その他必要な事項

① 資源向上支払交付金（長寿命化）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金 (長寿命化)の10アール 当たりの交付単価	左記のうち国の助成
交付要件等を満たしている取 組地区	田	4,400円	2,200円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	400円	200円

※県が静岡県多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年7月1日付け農保第206号静岡県交通基盤部長通知。）に基づき国の助成と合わせた金額を市町へ交付する際、対象組織ごとの地目・面積に応じた資源向上支払交付金（長寿命化）の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとする。

※国の助成の変更等の事情により、市町と協議の上、対象農用地の面積等を調整することを可能とする。

② 交付金の算定

4の(3)①に規定する地目ごとの交付単価（直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に5/6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乘じて得た金額の合計額を交付上限額とする。ただし、令和6年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、4の(3)①に規定する表中の地目及び区分ごとの交付単価の欄に定める単価（次の5に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に5/6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乘じて得た金額に相当する金額の合計とする。また、次の6に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保安全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

5. 組織の広域化・体制強化

対象組織への組織の体制強化に対する支援として、6に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班（以下「活動支援班」という。）を設置する場合に交付できる交付額は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

区分	1組織当たりの交付額	左記うち国の助成
広域活動組織の設立 及び活動支援班の設置	40万円	20万円

6. 広域協定の規模

- (1) 静岡県内においては、実施要項別紙5の要件を満たす場合、広域協定の対象とする区域が、昭和

25 年 2 月 1 日時点の市町村区域程度、又は 200ha 以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

(2) (1) の規定にかかわらず、実施要綱別紙 5 の要件を満たし、生産条件が不利な農用地等が存在する地域として、次のいずれかの指定地域が協定の対象となる区域に含まれている場合、広域協定の対象とする区域が 50ha 以上の規模を有している、又は協定に参加する集落が 3 集落以上であれば、広域活動組織を設立することができる。

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- ② 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
- ③ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）
- ④ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- ⑤ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- ⑥ 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域

7. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、県、市町、農業者団体、集落等の緊密な連携により実施することが必要であることから、本県では、県、市町、農業者団体等から構成する地域協議会を実施要綱別紙 4 の第 1 に規定する推進組織として位置づけることとする。

(2) 関係団体の役割分担

① 静岡県

- ア. 法第 5 条で規定する農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を策定する。
- イ. 実施要綱第 3 の 2 (1) に基づき、多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
- ウ. 法第 6 条で規定する「促進計画」について、市町と協議を行う。
- エ. 本交付金の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- オ. 他の県事業と連携して、説明会の開催や指導等を実施する。

② 市町

- ア. 促進計画を作成し、県と協議を行う。
- イ. 管内の広域活動組織の広域協定並びに対象組織の事業計画を認定する。
- ウ. 本交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、多面的機能支払交付金の交付を行う。
- エ. 毎年度、対象組織の本交付金に係る活動の履行確認を行う。
- オ. 他の市町事業と連携して、説明会の開催や指導等を実施する。

③ 地域協議会

- ア. 毎年度、対象組織に対して説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- イ. 本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する研修会の開催、手引きの作成などを行う。
- ウ. 対象組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。

(3) 市町等への推進交付金の交付の方法

市町及び地域協議会への推進交付金は、国から静岡県に交付を受けた額のうち、市町推進事業・推進組織推進事業の実施に必要な経費の一部を静岡県から交付するものとする。

8. その他

(1) 活動記録と金銭出納簿について

実施要領に規定された様式に加え、令和4年4月1日付け3農振第3016号農村振興局長通知により改正のあった多面的機能支払交付金実施要領に規定された従前の様式1－6号（活動記録）、様式1－7号（金銭出納簿）についても使用可とする。

【参考添付資料】

（参考1）関係団体の役割分担表

（参考2）実施体制図

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	静岡県	関係市町	推進組織 (地域協議会)	
多面的機能支払交付金				実施主体は活動組織又は広域活動組織
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導・審査		○		
(2) 事業計画の認定		○		
(3) 長寿命化整備計画の協議	○	○		
6. (1) 広域協定の指導・審査		○		
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○		
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引き等の作成			○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援	○	○		
9. (1) 交付申請書等の審査	○	○		
(2) 通知・交付	○	○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項				
(1) 地域協議会の総会の開催			○	
(2) 地域協議会の規約等の策定			○	
(3) その他の事業を実施する上で必要な活動	○	○	○	

<参考2>

実施体制図

